

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念を実現し社会から信頼される企業であり続けるためには、経営の透明性、健全性を高めることが重要であると考え、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

この基本的な考え方のもと、コーポレートガバナンス・コードの各原則に取り組み、当社の持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

当社の企業理念及び経営規範は次のとおりであります。

＜企業理念＞

豊かな生活環境の創造に向けて

地域社会と共に歩み

人間尊重の経営を行います

＜経営規範＞

1. 人々の期待に応え時代を先取りした技術力により新たな価値を創ります
2. 創造力豊かな人を育て柔軟な組織のもとで生き生きとした職場を創ります
3. 良き企業市民として社会と文化の発展に寄与します

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

◆議決権の電子行使、招集通知の英訳

議決権の電子行使及び招集通知の英訳については、現在の株主構成比率等を踏まえ、導入を見送っております。

【補充原則4-2-1】

◆業績連動報酬、株式報酬等の適切な割合設定

現在、インセンティブプランとしての役員報酬制度は導入しておりませんが、業績連動報酬など健全なインセンティブが機能する仕組みについては、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則4-8】

◆独立社外取締役の有効な活用

現在、当社の独立社外取締役は1名であります。当該独立社外取締役は、経営者としての豊富な経験と高い識見をもって取締役会における適切な意思決定に貢献しており、独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

◆いわゆる政策保有株式

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の維持強化を目的に、政策保有株式として取引先の株式を取得・保有することがあります。取得にあたっては、取引関係の維持強化によって得られる当社の利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資可否を判断します。なお、政策保有株式のうち主要なものについては、取締役会において定期的に保有の意義を検証しています。

政策保有株式の議決権の行使については、発行会社の企業価値向上、ひいては当社の企業価値向上に資するか否かを確認したうえで行っています。

【原則1-7】

◆関連当事者間の取引

当社は、関連当事者間の取引(当社の取締役、執行役員または主要株主等との取引)を含む全ての取引について、社内規定に従い、取引の規模及び重要性に応じて、必要な決裁を経て実施しております。その手続きについては、内部監査部門が定期的に監査し、その結果を取締役に報告しております。

取締役または執行役員の競業取引及び利益相反取引については、法令に従い、取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告することとしております。

【原則3-1】

◆情報開示の充実

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

次のとおり、当社ホームページに掲載しております。

「企業理念」(<http://www.obayashi-road.co.jp/company/idea.html>)

「中期経営計画」(<http://www.obayashi-road.co.jp/ir/plan.html>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役・監査役の報酬決定方針と手続

取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬限度額の範囲内において、各取締役の報酬については役位に応じ、会社業績等を勘案のうえ取締役会の決議により決定し、各監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

(4) 取締役・監査役候補者の指名方針と手続

(取締役候補者の指名方針・手続)

取締役会は、審議のうえ、取締役としての職務を適切に遂行することが可能な知識、経験及び能力を持った人物を取締役候補者として指名します。

独立社外取締役候補者については、会社法に定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を充たし、かつ豊富な経験、高い識見に基づいて当社の経営に対して独立した客観的な立場から指摘、意見できる人物を指名します。

取締役候補者の指名にあたっては、独立社外取締役が出席する取締役会において慎重に協議のうえ決定することとしており、手続き上の透明性、公正性を確保しています。

(監査役候補者の指名方針・手続)

取締役会は、審議のうえ、監査実務を適切に遂行することが可能な知識、経験及び能力を持った人物を、監査役の事前の同意を得たうえで、監査役候補者として指名します。

独立社外監査役候補者については、会社法に定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を充たし、かつ会社経営に精通した人物、または、法曹、行政、会計、教育等の分野で高い専門性と豊富な経験を有する人物を指名します。

(5) 取締役・監査役候補者の個々の選任・指名についての説明

取締役及び監査役の各々の略歴については、有価証券報告書に記載しております。

「有価証券報告書」(<http://www.obayashi-road.co.jp/ir/settlement.html>)

社外取締役及び社外監査役の指名理由については、本報告書「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しております。

【補充原則4-1-1】

◆経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会は、法令、定款及び当社取締役会会則の定めるところにより、経営の基本方針その他会社の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。これら以外の事項及び具体的な業務執行は、業務分掌規程、決裁等に関する基準規程その他社内諸規定の定めるところにより経営陣に委任しております。

取締役会から委任された事項のうち重要な事項については、取締役兼任執行役員及び指名された執行役員で構成する経営会議において審議・決定しております。

【原則4-9】

◆独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

独立社外取締役候補者については、会社法に定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を充たし、かつ豊富な経験、高い識見に基づいて当社の経営に対して独立した客観的な立場から指摘、意見できる人物を指名します。

【補充原則4-11-1】

◆取締役会の多様性及び規模等に関する考え方

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たせるよう、知識・経験・能力が異なる多様な取締役で構成するとともに、経営の透明性と健全性の維持・向上を目的に、独立社外取締役を選任します。

取締役会の規模については、定款の定める範囲内(10名以内)で、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持します。

【補充原則4-11-2】

◆取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況

取締役及び監査役の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知の参考書類や事業報告、有価証券報告書等の開示書類において毎年開示しております。

「株主総会招集通知」、「有価証券報告書」(<http://www.obayashi-road.co.jp/ir/settlement.html>)

【補充原則4-11-3】

◆取締役会全体の実効性の分析・評価

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価をベースとして、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っており、取締役会全体の実効性は確保されていると判断しております。

【補充原則4-14-2】

◆取締役・監査役のトレーニングの方針

新任独立社外役員に対しては、就任前に、当社事業、財務、組織等についての説明や、当社事業所視察等の当社事業への理解を深める機会を提供しております。

上記以外の新任役員に対しては、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解できるよう、社外講習会への参加等の機会を提供しております。

また、全ての役員に対し、在任中、社外講師による研修会の実施や、社外講習会への参加など個々の役員に応じたトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っております。

【原則5-1】

◆株主との建設的な対話に関する方針

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主との建設的な対話を促進することが重要と考えており、以下のとおり体制を整備しております。

(1) IR活動については、事務部門の担当取締役が統括し、そのもとで、総務部及び経理部の部門長が関連部署との連携を保ちながら株主・投資家との対話全般を担当しております。

(2) 個別面談以外の対話の手段として、株主総会が株主との重要な対話の場であると認識し、社長による事業報告及び説明、経営陣による質疑応答などを通じて、当社事業に関する十分な情報開示に努めるとともに、より緊密なコミュニケーションの確保を図っております。

(3) 株主・投資家との対話においていただいたご意見や質疑応答については、担当取締役への報告はもとより、適宜必要に応じて取締役会へフィードバックするなど、経営の改善に役立ててまいります。

(4) IR活動に際し、インサイダー情報を適切に管理するため、インサイダー取引防止規程を制定しており、それに則った運用を行っております。なお、当社では、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、原則として、四半期ごとの決算において、決算期日の翌日から決算発表までの間は、決算に関する質問については回答を差し控えていただきます。

ただし、この期間中に適時開示に該当する事実が発生した場合は、適時適切に開示します。また、この期間中であっても、すでに公表されている情報に関するご質問については回答します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社大林組	18,746,521	40.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託コスモ石油口)	1,679,000	3.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,446,500	3.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	917,800	1.96
大林道路従業員持株会	790,872	1.68
日本生命保険相互会社	741,884	1.58
大林道路柏友持株会	655,755	1.40
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	653,800	1.39
株式会社三菱東京UFJ銀行	516,944	1.10
株式会社三井住友銀行	507,029	1.08

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社大林組 (上場:東京、福岡) (コード) 1802

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は、親会社である株式会社大林組であります。

当社と親会社との関係については、建築工事、土木工事に付帯した舗装工事、外構工事に関する設計・施工の一部を請け負うなどの一定の取引がありますが、これらの取引については一般取引条件と同様に合理的に決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

□親会社からの独立性確保に関する考え方

平成29年6月27日現在、当社取締役8名のうち1名を親会社から受け入れており、1名は親会社の執行役員であります。当社独自の経営判断に基づき受注・販売活動を行っており、親会社から一定の独立性が確保されていると考えております。

今後とも親会社と連結重視の経営の視点から安定的な取引を継続し、資金の効率的なグループ内管理や、必要な情報・技術などの交流を図り、親会社の企業グループ全体の業績に資するために緊密な関係を維持していく方針であります。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
湧井 敏雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
湧井 敏雄	○	——	経営者としての豊富な経験と高い識見を当社取締役会における適切な意思決定及び経営監督に反映していただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との間では、随時協議を行い、企業会計の動向、監査上の留意点等の意見交換、情報の聴取を行い、また必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うなど連携を保っております。

監査役と内部監査部門である監査・内部統制室とは、緊密な連携を保ち、随時情報の交換を行うとともに、監査上必要がある場合は、個別に監査・内部統制室から報告を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桃崎 有治	公認会計士													
野本 昌城	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桃崎 有治	○	――	東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また、公認会計士としての専門的知見及び企業会計に関する豊富な経験を当社の監査に反映していただくため。
野本 昌城	○	――	東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また、法曹としての豊富な経験と高度な知見を当社の監査に反映していただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社は、平成17年6月に執行役員制度を導入したことに伴い、役員退職慰労金制度を廃止し、役員報酬体系を見直して、より成果責任を明確にした役員報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

第86期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に係る報酬等の総額について

取締役 8名 146百万円

監査役 5名 48百万円（うち社外監査役 3名 16百万円）

合 計13名 195百万円

（注）現任の非常勤取締役1名に対しては、報酬を支払っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は株主総会で承認された各報酬限度額の範囲内において、各取締役の報酬については役位に応じ、会社業績等を勘案のうえ取締役会の決議により決定し、各監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

取締役報酬限度額 年額180百万円以内（平成27年6月定時株主総会決議）

監査役報酬限度額 年額50百万円以内（平成27年6月定時株主総会決議）

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役については、その期待される役割を十分に発揮できるよう、総務部、経理部、監査・内部統制室が適宜サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新**

当社の取締役は、10名以内を置くこととし、意思決定のスピードアップを図っております。また、業務執行機能の強化と迅速かつ機動的な業務執行を行うため取締役会の決議によって、執行役員25名以内を置くこととしております。

取締役は経営の意思決定と業務執行を行うとともに、他の取締役、執行役員及び使用人の職務執行を監督しております。但し、会社から独立した立場の社外取締役は経営効率向上のための助言、経営全般の監督を行っております。

監査役は、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令または定款等に適合しているかを監査するなど取締役の職務の執行状況を監査するとともに、計算書類等の適正性を確保するために会計監査を実施しております。なお、監査役の選任にあたっては、その半数以上を、財務及び会計に関する相当程度の知見を持った社外監査役としております。

会計監査人は、独立の立場から計算書類等の監査を行っております。

なお、会計監査の監査業務は、新日本有限責任監査法人業務執行社員長坂隆及び佐藤賢治の2名が、19名の補助者（公認会計士8名、その他11名）とともに担当しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社において、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などの機関は、その法律上の機能を十分に果たしております。これに加えて、取締役兼任執行役員及び指名された執行役員で構成する経営会議や執行役員制度により詳細かつ迅速な意思決定を実現しております。

以上のとおり、経営上の意思決定、執行及び監督に係るコーポレート・ガバナンス体制が整っていることから、当社は現状の体制を採用しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の3営業日前に発送しております。また、発送に先立ち当社ホームページにて公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第86期定時株主総会開催日 平成29年 6月27日(火)
その他	株主総会においてビジュアル要素を取り入れ、事業報告等の説明を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	情報の適時開示に努め、開示資料並びに有価証券報告書、四半期報告書、招集通知及び決議通知等をホームページにて開示しております。 IR情報に関するURL : http://www.obayashi-road.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	本店総務部をIRに関する担当部署として対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業理念の「経営規範」において、「良き企業市民として、社会と文化の発展に寄与します。」と定め、環境保全に配慮し、地域社会との良好な関係を構築し積極的な社会貢献の推進を図るとともに、公正で自由な競争と適正な事業活動を推進し、地域社会への貢献と文化の発展に寄与しております。 なお、具体的な活動を記載したCSR報告書をホームページにて開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業理念」において、事業活動を行う上での行動基準の一つとして「企業会計の透明化、健全化を図るとともに、株主をはじめ社会に対して、企業情報の適正な開示を行う」ことを定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 法律上の機関(株主総会、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人)の設置

当社は、株主総会及び取締役のほか、法律上の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する。

取締役会は、取締役10名以内により構成する。取締役は経営の意思決定と業務執行を行うとともに、他の取締役、執行役員及び使用人の職務執行を監督する。ただし、会社から独立した立場の社外取締役は経営効率向上のための助言、経営全般の監督を行う。

監査役会は、監査役5名以内(うち社外監査役半数以上)により構成し、各監査役は「監査役会会則」に則り、取締役から独立した立場において、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令または定款等に適合しているかを監査するなど取締役の職務の執行状況の監査を行うとともに、計算書類等の適正性を確保するため会計監査を実施する。

会計監査人は、独立の立場から計算書類等の監査を行う。

(2) 内部監査の実施

「内部監査規程」の定めにより、内部監査部門である監査・内部統制室が、監査役及び会計監査人の監査とは別に内部統制の有効性及び各部門の業務執行状況の監査を専ら担任する。

(3) 企業倫理委員会を中核とする企業倫理推進体制の構築・運用

企業倫理遵守のための基本方針の策定など、企業倫理に関する重要事項を審議し、社内における企業倫理遵守の徹底を図るため、企業倫理委員会を設置する。

企業倫理遵守の推進については、社長を最高責任者とする企業倫理推進体制に基づき、個別規定の整備、運用や企業倫理確立のための研修などを実施する。

(4) 「独占禁止法遵守プログラム」の整備・運用

独占禁止法遵守に関する誓約書の徴収など、「独占禁止法遵守プログラム」に定める個々の施策を一つ一つ確実に実行するとともに、その運用状況を点検し、見直しするためのPDCAサイクルを実践する。

(5) 内部通報制度の整備・運用

法令・定款に違反するおそれがある事項を、当社及び当社の事業に関わる他事業者の役員及び従業員等が直接通報するための通報制度を設ける。

通報制度の社内窓口をコンプライアンス室、社外窓口を外部の弁護士事務所とする。

(6) 反社会的勢力による被害の防止

反社会的勢力とは関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合はこれを拒絶する。

(7) 「大林組グループ贈賄防止プログラム」の整備・運用

国内海外を問わず公務員等に対する贈賄を防止するため、役員・従業員向けの教育、JVパートナー等の適正な採用手続きを実施するほか、不正行為の防止に資する相談窓口を設置する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存及び管理に関する規程の整備・運用

法令、その他ガイドライン等に従い、当社が取り扱う文書、情報についての保存期間を定める「文書の保存・管理に関する規程」を整備し、これを運用する。

文書、情報の管理については、「情報資産のセキュリティに関する基本方針」を定め、「情報システム業務管理規程」等の個別規定を整備し、これを運用する。

(2) 定期的な内部監査の実施

監査・内部統制室は、各部門における情報の保存及び管理(セキュリティを含む。)の運用状況を定期的に監査する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 重要な意思決定の決裁権限の明確化

重要な意思決定事項に関し、「取締役会会則」、「経営会議内規」、「決裁等に関する基準規程」等により決裁権限を明確化する。また、取締役会や経営会議においては、リスク審査を厳密に行ううえで、各案件の意思決定を行う。

(2) 「危機管理対策規程」の整備・運用

危機の未然防止に努めるとともに、万一、危機が発生した場合は、企業倫理委員会を中核とする体制の下、迅速かつ適切な対応を行い、業績への影響やダメージを最小限に食い止めることを目的とする「危機管理対策規程」を整備、運用する。

(3) 震災時の事業継続計画(BCP)の整備・運用

万一、大震災が発生した場合に備え、当社の事業活動を継続するための計画を整備、運用する。

(4) 財務報告に係る内部統制の整備・運用

業務プロセスに内在するリスクを未然に防止するとともに、財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備、運用する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営会議による詳細かつ迅速な意思決定

取締役兼任執行役員及び指名された執行役員による経営会議で詳細かつ迅速な意思決定を実現する。

(2) 執行役員制度による効率的な業務執行

業務執行に専念する執行役員を設けることにより、効率的な業務執行を実現する。

5 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の指導・管理

子会社の業務全般にわたる指導、管理は経営企画部が行う。なお、子会社の健全な育成を図るため、子会社ごとに営業・人的支援に係る部署を別に定め、指導・管理を行う。

(2) 経営会議等における子会社の重要事項の審議

当社取締役会または経営会議において、子会社の業務執行状況の報告を受けるとともに、子会社の経営に関する重要事項を審議・決定する。

(3) 子会社への役員派遣

子会社の取締役、執行役員または監査役として当社役職員を原則1名以上派遣する。派遣された当社役職員は、当該子会社の業務の適正の確保に努めるとともに、万一、法令もしくは定款に違反するおそれがある事実または当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当社取締役及び監査役に報告する。

(4) 子会社に対する内部監査の実施

当社「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」の定めにより、当社内部監査部門である監査・内部統制室が子会社を対象に内部統制監査を実施する。

(5) 親会社との関係

当社は、株式会社大林組グループの一員として、業務の適正の確保に努めるとともに、万一、法令もしくは定款に違反するおそれがある事実またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、適時に同社に報告する。

6 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制構築

監査・内部統制室は、内部監査の結果を監査役に報告し、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、法令もしくは定款に違反するおそれがある事実または当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を当社の監査役に報告する。

上記のほか、監査役は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等に対し、経営上の重要な事実の報告を求めることができる。

(2) 重要な会議への監査役の出席

監査役は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し、必要があると認めたときは意見を述べることができる。

(3) 監査役と代表取締役との定期的会合の実施

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等経営上の諸問題について意見を交換する。

(4) 監査役の監査が実効的に行われるための環境整備

上記のほか、監査役は取締役に対して監査役の監査が実効的に行われるための環境整備を図るよう要請することができる。

(5) 監査役への報告者の保護

当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等に対し、監査役に報告したことを理由に不利益な取扱いを行わない。

7 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役の監査費用または債務の負担

監査役の職務の執行について生じる費用または債務は当社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

(1) 反社会的勢力による被害の防止

反社会的勢力とは関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合はこれを拒絶する。

2 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

不当要求に対する相談窓口を各支店総務部とし、全社の統括部署を本店総務部としている。また、各支店毎に不当要求防止責任者を選任している。

(2) 外部の専門機関との連携状況

平時から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携体制を構築している。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力に関する情報を収集し、全社の統括部署である本店総務部で集約している。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力排除のためのマニュアルを作成している。

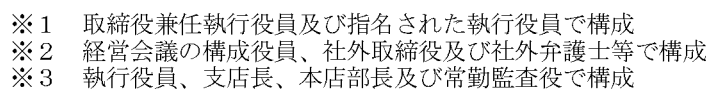
Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



※3 執行役員、支店長、本店部長及び常勤監査役で構成

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社は、「企業会計の透明化と適正な情報開示」を企業倫理綱領の行動基準に掲げ、株主・投資者に対し適時適切な会社情報の開示を行うこととしており、次のとおり適時開示すべき情報を取り扱っています。

- ・ 情報取扱責任者は、総務・経理担当常務役員としています。
- ・ 会社の重要情報は、経理部、経営企画部及びその他各種事案の関連部署等から本店総務部に報告され、情報の重要性の判断、適時開示情報か否かの検討については、情報管理責任者と本店総務部で適時開示規則等に則って行っています。
- ・ 適時開示を要すると判断した場合は、情報管理責任者は、取締役会または取締役兼任執行役員及び指名された執行役員による経営会議もしくは代表取締役の承認を得て、速やかに公表しています。
- ・ 開示資料の作成・配信等の手続きは、総務・経理担当常務役員の監理の下、本店総務部が担当しています。
- ・ また、インサイダー情報の管理については、社内規定でその取扱を定め、インサイダー取引の未然防止に努めているほか、監査役会及び内部監査部門である監査・内部統制室が、監査を通じて、各部門の業務の適法性・適正性を監査しています。

